

## 「長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領」(案)

- 1 傍聴の手続き
  - (1) 審議会の会議の傍聴を希望するものは、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
  - (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定すること。
- 2 傍聴者の遵守事項
  - (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
  - (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
  - (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
  - (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
  - (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

## 「審議会等の設置及び運営に関する指針」(抄)

### 第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表の方法により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、審議会等の長が、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 審議会等の長は、傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等を各種広報媒体を通じて県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録等及び会議資料を公表することにより行うこと。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

## 「審議会等の設置及び運営に関する指針の

### 制定及び運用について」(抄)

#### 6 会議の公開

公開又は非公開の決定は、会長が会議に諮って行う。あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意志を確認の上、事前に決定のこと。

#### 7 会議の傍聴

各審議会等ごとの傍聴要領を定めて傍聴を認めること。別紙4の「傍聴要領(例)」参照。

傍聴者は、会長の許可なく会議の撮影、録音等を行わないこととされたい。

#### 8 会議開催の周知

県ホームページに情報掲載するとともに、その情報を行政情報センター(コーナー)の「審議会等開催情報」ファイルに備え付けること。

#### 9 会議結果の公表

県ホームページに情報掲載するとともに、その情報を行政情報センター(コーナー)の「審議会の議事録及び会議資料」ファイルに備え付けること。

14年2月以降に開催するものから会議結果について公表することとされたい。

議事録、議事要旨の公表に当たり、発言委員の氏名の公表については、各審議会等が個別に判断の上決定されたい。